

一般社団法人 日本集団精神療法学会

倫理規程

2026 年 3 月 1 日 制定

第 1 条（目的）

この規程は、一般社団法人日本集団精神療法学会（以下、「本学会」という。）の会員が行う集団精神療法の倫理に関わる諸行為について、その適正を期することを目的とする。

- 2 会員が、実践と研究を行うにあたって指針となる価値観を提示している倫理綱領を別に定める。

第 2 条（委員会の設置及び構成）

本学会の倫理に係る業務を行うために、委員若干名によって構成する倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会には、委員長及び副委員長を各 1 名置く。
- 3 委員、委員長及び副委員長の選任は、別に定める委員会規程に従い理事会で行う。

第 3 条（委員会の業務）

委員会は、次の業務を行う。

- (1) 本規程並びに倫理綱領の改廃に関する審議
- (2) 学会の専門倫理に関するガイドラインの作成・更新および教育・啓発等
- (3) 理事長からの諮問に基づく倫理に関する事案の調査の実施と報告
- (4) その他前各号に付随関連する業務

第 4 条（調査の申立）

本学会会員が倫理綱領に反する不適切な行為、もしくは不適切と見なされるおそれがある行為（以下「倫理案件」という。）をしたときは、本学会会員であるか否かに関わらず何人も、本学会に対し文書をもって事実関係の調査を申立てることができる。

- 2 調査の申立人は、本学会事務局に対して、倫理案件について記載した文書（以下「申立書」という。）を提出して申立てを行うものとする。
- 3 本学会事務局は、申立書受理後速やかに、理事長へ申立書を提出し、理事長は委員長へ申立てがあった旨を報告するとともに、倫理案件の処遇案の検討を依頼する。
- 4 委員長は、倫理案件に関して調査が必要であると認めた時は、速やかに調査を開始するとともに、申立人にその旨の通知を行う。

第 5 条（守秘義務等）

申立人及び当該倫理案件の当事者である本学会会員（以下「被申立人」という。）に関わる情報については、厳重に取り扱わなければならない。

- 2 申立人及び被申立人は、調査が終了するまでの間、調査に至る経緯や申立書、その他調査に関する通知文書等、倫理案件及びその調査に関するいかなる情報も第三者に公開してはならない。
- 3 被申立人となった委員は、第 8 条第 1 項により処遇が決定するまでの間、委員会の職務を離れなければならない。

第 6 条（調査チームの設置と業務）

第 3 条第 3 号に定める業務について、委員長は必要に応じて調査チームを設置することができる。

- 2 調査チームのリーダーは、委員長もしくは副委員長が務める。
- 3 調査チームは、調査を統括するリーダー及び調査に当たる本学会の正会員 3 名により構成する。但し、必要に応じて他に法律専門員を加えることができるものとする。
- 4 リーダーは、調査結果の報告書を作成して、これを委員長に提出する。
- 5 調査が長期間にわたる場合、調査チームのリーダーは申立人に適宜経過報告を行う。

第 7 条（理事長への報告）

委員長は、前条第 4 項の報告書を受領した後速やかに委員会を招集し、調査チームと共に被申立人に対する処遇案を検討し、当該委員会の日から 4 週間以内に、処遇案を理事長に報告する。

- 2 理事長に報告する処遇案は、注意、厳重注意、一定期間の学会認定の資格の停止、一定期間の会員資格の停止（但し、被申立人が代議員である場合は代議員会における議決権行使を除く）、除名、その他（話し合いの提案等）とする。
- 3 第 1 項の委員長による理事長への処遇案の報告をもって、調査チームは解散する。

第 8 条（処遇）

処遇は理事会の決議により決定し、理事長がこれを行う。但し、除名については定款第 13 条に従い、代議員会の決議により決定する。

- 2 前項により決定した処遇は、理事長が文書をもって申立人及び被申立人に速やかに通知する。
- 3 理事会は、処遇結果を公表することができる。
- 4 決定した処遇が「話し合い」の場合は、理事長は申立人及び被申立人に対し、話し合いをする場を設けることを提案する。
- 5 申立人及び被申立人が前項の提案に応じた場合、理事長は理事又は理事長が適当と思う者の中から話し合いをサポートする者を 1 名以上指名し、その者は話し合いの結果を理事長に報告する。

第 9 条（不服申立）

申立人及び被申立人は、その処遇に不服がある場合、前条第 2 項の通知を受領した日から 30 日以内に、理事長に対して文書をもって不服申立を行うことができる。

2 理事長は、不服申立を受理したときは、理事会に諮り、その審議を経て、必要に応じて倫理委員会の意見を求めたうえで、処遇の見直しの可否を決定する。

第 10 条（改廃手続）

この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

1 この倫理規程は 2026 年 3 月 1 日より施行する。